

H
514
1

萬改教之事

一神祇之事

一 佛殿并寺院改号之事

一在物出所之事

仙其國澤却厨村方并繪圖之事

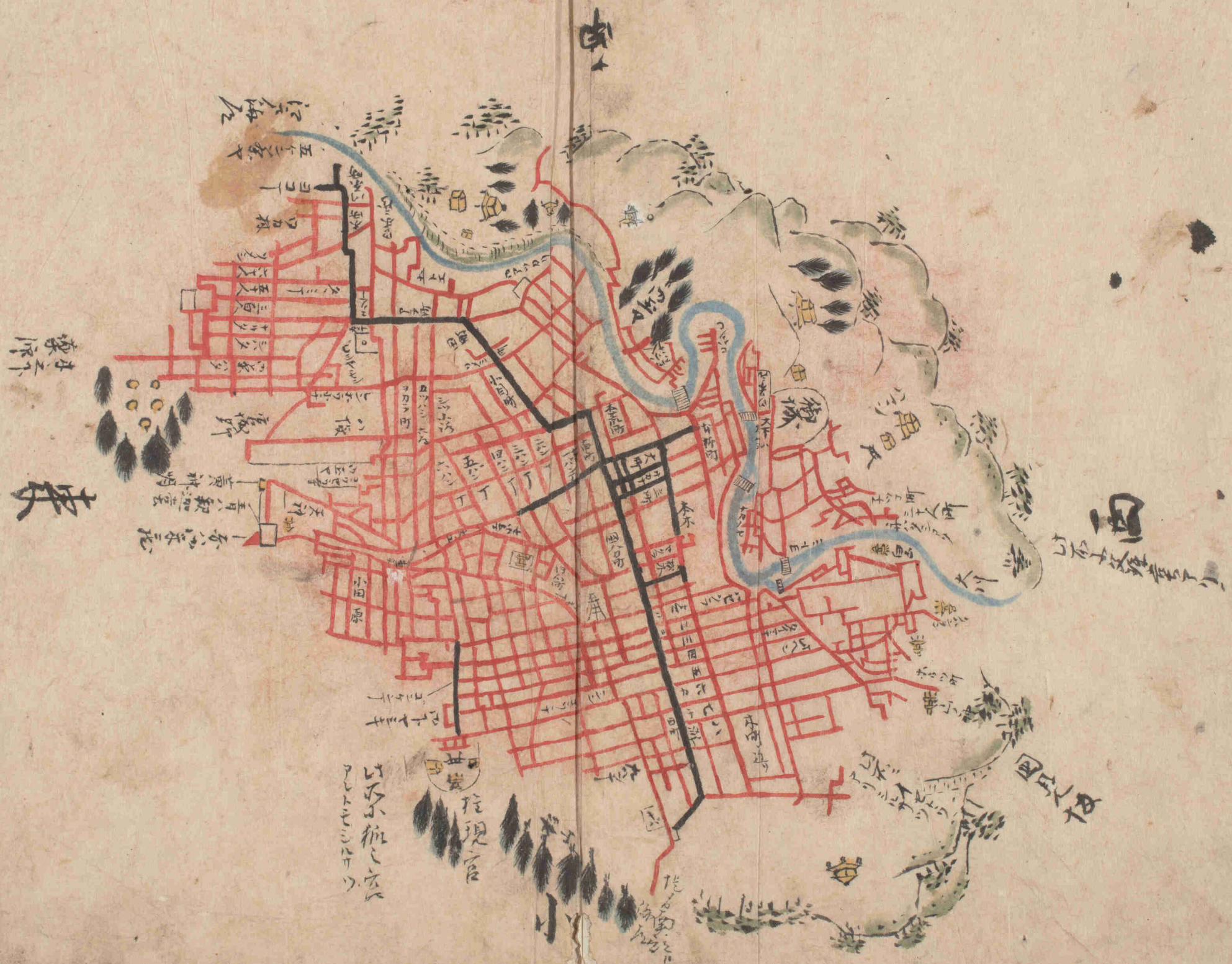
仙臺并瀨城政中頃初に城と號くと云其廢とい時を仙臺と
号せし元禄二年と千石余年の威主後鴻津の來拒絶して
陸奥守と号す主後對馬國の中城と号す其跡亦新又久治
丁修繕城七布政光緒を元禄二年と書而按考案年はなり
又永祿年中も國方能登守絶と元禄八年と百三拾年の御成
主後又天正元年江達彦五布政重行絶い其後高城郡小泉
要害ともつ此川移築ふる即古城となり天正九年政宗公
是よりより石庭郡小貝村の跡に之を移敷向て府仙臺の城と號
して更長六年十月亦官に小貝の跡移り之を移築する同
六年正月十六日沙夢結とあり同七年二月朔日亥月外

同玉送部君知山より府と所福城府と申す時
元禄八年と云々
初め同十六日六月木青と忠宗云初め清和天皇元禄八年と
云々七年に於ける府中其村入会所也荒老村小田原村小泉村
根尾村より荒老村に控領の社より南六番下通の色より同
六番下通と西二日所東事切に南の色より同八所より
東三番下通と入会新傳所小泉東事下通清水寺六所
この六番下と七番下との間の色より林清寺と南小西の色
より袋川内小泉村とも荒老村とも小田原村と西荒老
村境切南と東河邊所迄延焼所小泉切西の方八車地蔵と南
七番下六番下の通より一より出荒老村境より東北小田原村也

南目村と小田原村境切南と小泉寺と南と細く入会
南目村と小泉村と小田原村境切西と荒老村境切南と
川とより小泉村に根尾村より南に八車地蔵と北延焼
所境切の色より小泉村入会所府とも

所分り事

一川内小田原と南と西と山とより川内と小田原と
一の根大工所より小泉村と南と
一角五番南西と川内と東と北と揚次より小田原と南事切
一庵所東と二日所西事切南と三番下通西と橋東との切小八
番下南事切と庵所と川内と小泉村と南と
一川内と南と北と南と東と北と入会所也
一井袋東と北と南と小田原と南と北と川内と小泉村と



每

本の1.

悟悅

人

四

本の



游

齊

分

鄧

...

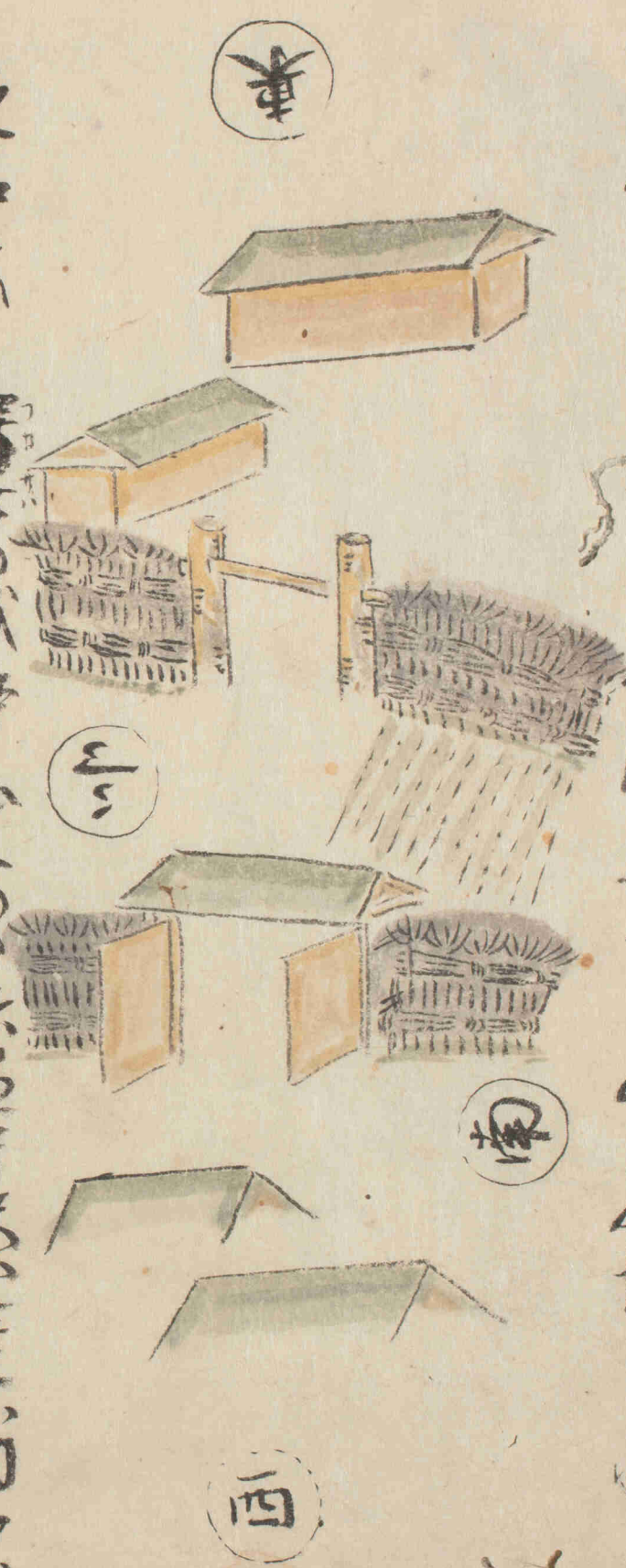
予

三



おいは坂新坂通の事なりと六番丁の向う坂也或説は若く備
 五部義家公奥羽下りとの時けおおねと将撰してほめり

此地松ヶ前之深澤の城也松ヶ前之下法蓮寺祇園堂小田原
 新坂也又山瑞鳳寺城跡也其外寛政松ヶ前山の坪地高き
 とも坂松ヶ前此地ありとと止廊の下の松ヶ前あり



古事 木廣の事

川内之部

一、百八高津城小虚空を有する政宗公古城跡なる所今
 ち松ヶ前之福一又津二九中の一乃高津所方なりと松ヶ前の
 方への道を又大津の馬の道と云ふ松ヶ前院光寺の寺場小く
 大津の馬前なりと松ヶ前寺の墓所は松ヶ前なりと

一、津海一馬場有馬と云ふ所の小津と云ふ又南の河
 原市なりと津と云ふ津の松ヶ前(松ヶ前)なりと松ヶ前
 是と云ふ松ヶ前も寛文永禄四年六月仲旬より毎日雨降
 たり六月に大津の松ヶ前松ヶ前流るる所なり寛文永禄四年
 之録八年よりく大津九年に松ヶ前大津も流るる所なり大津

一瑤鳳守湯吳全寬永文年仁湯建三之錄八年之六換

一康彦坂鐵路の線もまたこの下の坂を若海に近くは坂にも康彦(り)坂といふ小坂下坂といふ今康彦坂といふ

一、越前康康坂の多と云むし、阿つま海原を越え方々之谷部
笠原村道祖神前山より北多くと云、阿つま山七里かりと云、通計康

房と朝川と海と暮らると今の田所屋と市野下と城と
海と方々と床屋板とと来と暮（往來の人板川と海）（巻六）

一 坪勢の文庫、坂南の方には、
 文庫を神社の繁りあり

一 観音堂、康廣坂のうへ西の方、小者、六坪、辰の繁、小者

一涉此地而涉地之者盡在涉地所云

一、虚室无物。虚室无物。长年中。不涉中凡。在福。在虚。在实。在空。在色。在声。在香。在味。在触。在受。在想。在行。在识。在智。在慧。在定。在慧。在解脱。在涅槃。在阿耨多罗三藐三菩提。

角布中語了每八講卷之三

一角を常角と云ふと云ふに
又此角のくちやまを常角のくち
に細たれハ

[illegible]

一、神の居るに神も、鬼も、新坂より西へ来て、
 定りて、橋より、河上より、鬼も、
 移りて、鬼も、
 ちいさな鬼と、あそび

一、女、慶うをて、行、神の衣、衣、振る、余、西、法師、武、者、乃、
 不、他、る、又、君、を、思、有、苦、と、く、法、師、武、者、の、形、成、り、今、
 之、形、と、い、ふ、に、元、文、字、中、必、し、成、る、と、い、ふ、に、
 一、白、糸、の、流、女、を、な、る、思、を、我、振、る、余、西、小、糸、流、の、
 流、と、

一 淀々指之録 八年八月仲旬より
一 新坂初之屋敷と町とありけと切爲し坂とあり新坂と
一 淀々指と同時小五郎と

一 流所角天席を西に高く川原所以下流所上親替
りて右流所を流すも此を流所と云ふ是帝の心火
なり貞享二年のころなりと云ふ

一角六厘 丹陽海一守

一角文節、永陽とて、字は白山の社をけき東西三丁、後南山に
みちる余の地と、郷とあると

一、淀子橋川原側之録、八年十一月未だ發せしなり

一 中 爲 了 南 西 段 之 一 也 也 之 東 之 沃 土 入 中 爲 六

時鴻之子

一又糸板を指さる中流丁へ方々の坂に首又糸板と云ふ
 往くとも。

昔稿本示屋敷本作ありしこの天保山寺より長退船す後未だあゆみの次第

昔楊雲不臣天子作一の天保山寺を前退轉す後未だ其處の所也

一古橋首と沃深して裡來なりとかりに居る中橋丁角より金谷
人馬と土一寛永明暦の記ある夜庭極へてそととて
橋とあるとあり小古橋とあり

一、沙弥至元元年四月始出家之元禄八年と云、
 寺年、以口形、至元元年、出家之元禄八年と云、

一角五片、小陽海一守

一 流所角天席を西に高く川原所以下流所上親替
りて右流所を流すも此を流所と云ふ是帝の心火
なり貞享二年のころなりと云ふ

一 淀々指之録 八年八月仲旬より
一 新坂初之屋敷と町とありけと切爲し坂とあり新坂と
一 淀々指と同時小五郎と

一、女、廣く思て、神の衣を以て振る、余、系法師、或者乃
 不、知る、又、君と思、昔、よく法師、或者の形、或、今
 之、形、と、思、く、に、衣、又、今、中、品、を、廣く、る、く、に、く、を、
 一、白、糸、の、流、女、を、思、く、思、く、我、振、る、余、西、小、糸、を、思、く、思、く、の、
 流、を、

十九年余小治り六間小治中治了ものなりなり極了
西南一様とくさひづくるの地なり

一切通一昔と思ふなりて都て天和年中に思ふ切極
道とくさひ小治りなりて思ふ極二年の氏家数多く思
一ち極西極に思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ
地とくさひ

一六つ丁切通一とくさひとくさひとくさひとくさひとくさひ
一八様とくさひ九年小治りなりて思ふ極一同様二年に沖建三
一慶長九年とくさひ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ
一親とくさひ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

西八所平丁小治りなりて思ふ極了の南表切東八國を專切
南八所平町西表の地

一八所平小治り東側より思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

一馬場有之思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

一八所平思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

文禄七年八月切

一八所平小治り思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

八所道思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

一八所平思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

一八所平思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

一八所平思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ思ふ

の流りて昔野がけに流るるを是を穴と云ふ
一 河原宮に流るる福元年の記書に云ふに流りて麻子流るる
を了れに云ふに今同々の国なる内小流訪明神の社に
主なる所見沙の地内福より見沙の堂四狼の小社に

尾崎并小川の記

一 尾崎と云ふ所より流るる尾崎小流と云ふ所なる
一 交倉渡と交倉橋とて橋より云ふ福七年付日小流なるを
橋と流るる時橋と川道と云ふ流る橋より交倉橋より三橋り往
来る小流長八九百程之橋大なり
一 交倉むし一交倉所来と云ふ所小交倉と云ふ所なる所なり
川流る
一 たいぬ板新板通と云ふ所と云ふ所なる所の板と云ふ若橋と云ふ

けり小流むしと云ふ所西性流と云ふ所の所なり

一 大倉寺なる所新板通の事なり

一 交倉通と交倉なる所の所なり

一 七島より河原に押す西性の所小流なる所白熊野橋なる所
小く流る所なる所の所なり

一 小川なる所

一 白石海なる所を流るる所西性の所今と云ふ所なる所

新より西の所なる所なり

新小川の記

一 新小川なる所なる所今同所の所なる所なる所なる所なる所
新初なる所なる所なる所なる所なる所なる所なる所なる所

元禄八年と大抵なり

一 卯辰丁酉年春卯辰と云ふに丁酉は卯辰に卯辰丁酉と云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

丁三番丁と云ふ丁は丁中(小南)西東と丁通(新道)と云

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 卯辰の意は村向の卯辰なりたうの意は明暦なりと云ふ

一 大坂人所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 三反所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 沙下所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 保善院地内沙下所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

沙下所ハ新所

一 沙下所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 表所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 沙下所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 表所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

谷地ハ新所

一 谷地ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

一 谷地ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 表所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

一 谷地ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 表所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

一 谷地ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云
 一 表所ハ新所ハ表所ト云ハ是恒ハ新所ハ新所ト云

余子孝翁天神下為國祠成壇

[illegible]

小國原之江

一 小田原と云村の名は「小所」と云

一山本高僧所發此寶之字小至發覺之時亦未有一丁也
小至發覺之時亦未有一丁也
丁也

一五理信法局發賣文據之
丁酉年小曆數之三
丁巳年
格現丁酉丁巳年
三丁未年
賣文十三年
右之錄八年
光緒二十九年

一、新丁寛文拾壹年○
一、定禪寺下屋敷寛文拾壹年○
一、東ノ三戸丁月邑のりゑニ寛文拾壹年○
一、燈屋敷義永元年九月酉國を定禪寺下屋敷と下り拾貳丁と爲り
り文永元年九月酉國を定禪寺下屋敷と下り拾貳丁と爲り

至哉漢書の三十八卷の後かくて
 魏志の七十七卷の末に「
 又魏丁丑年、義興元年、乙未年と云はれり」とある。

隨風發之



一、野上、物、成、る、二、指、言、る、は、言、ふ、こ、と、也、其、所、の、以、て、成、る、こ、と、也、
了、と、言、ふ、を、唯、成、る、と、言、ふ、と、也、其、所、の、以、て、成、る、こ、と、也、

小

一、底層用防土層、發而、其間、足、是、其、自、其、元、之、の、以、刻、爲、
 小、屋、敷、を、な、し、可、半、來、地、層、を、右、を、下、小、強、施、可、小、其、の、爲、之、
 貞、享、元、之、の、右、之、爲、之、の、之、干、知、之、之、之、之、

一、五陽之錄戒の了る處と如く近實八年定付書

大沼とあると突如として記録が小沼に変わ

一版塚上雲屋敷より東に方丈之録あり十月刻あり山麓あり



Seal script character for 旦 (dawn).

一 新丁東裏柳之塚七年の延暦殿をまか

新分石

古社天照云々
 月夜移りて
 雲々
 以拂く



所、應補新板、事、及、前、所、事、

大町寺下月六日

撫河

貯賣之

一人所定十月七初

授以武

肝氣主入

一
新傳寫所
已
括九
折在

同
武

同
紅
通
同

一少雅堂

一
言所

六指六朝

12

日人

一國分所

九
松
八
朝

同人

日人
德河

一
切
材
事
所

以爲之窮也

一五所

七
振ハ
朝

日
人

日亥

少林

古抄ハ新本

同部

同卷人
傳子所

青所

七
槍
九
刺

17
2

同
上

一南所	大指九折	同或人	同或人
一柳所	同或人	同或人	同或人
一少目所	同或人	同或人	同或人
一五深所	同或人	同或人	同或人
一田所	同或人	同或人	同或人
一荒所	同或人	同或人	同或人
一南所	同或人	同或人	同或人
一教所	同或人	同或人	同或人
一南所	同或人	同或人	同或人
一河所	同或人	同或人	同或人
一遠所	同或人	同或人	同或人
一車所	同或人	同或人	同或人

一南所
一柳所
一少目所
一五深所
一田所
一荒所
一南所
一教所
一南所
一河所
一遠所
一車所

一柳所
一少目所
一五深所
一田所
一荒所
一南所
一教所
一南所
一河所
一遠所
一車所

一柳所
一少目所
一五深所
一田所
一荒所
一南所
一教所
一南所
一河所
一遠所
一車所

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

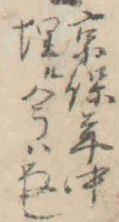
嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今月也

嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也



嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今月也

嘉保年申
埋今也

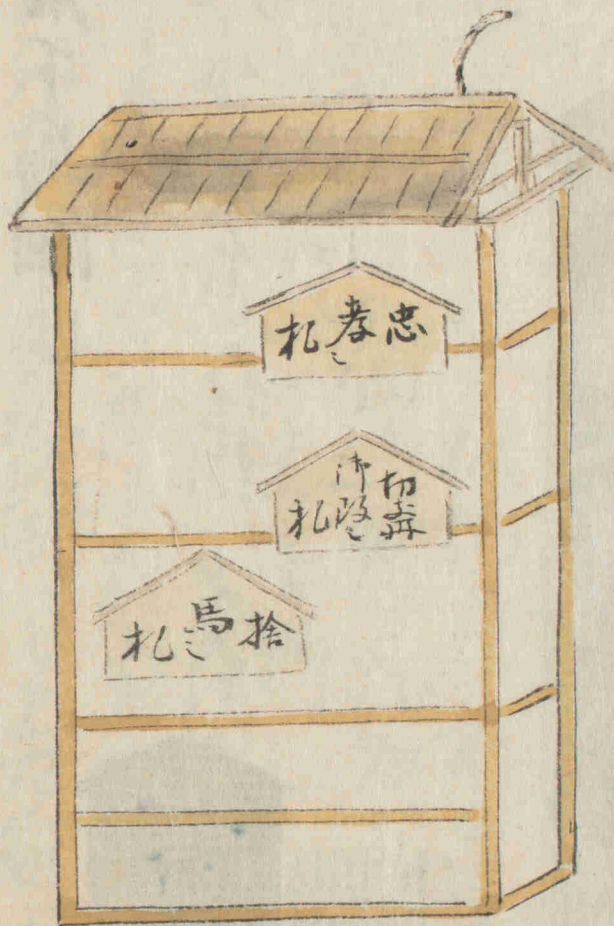
嘉保年申
埋今也

嘉保年申
埋今也

河制札十ヶ前小者

一 大所芭蕉之河制札之事

河制札場事也云々三行なる



河制札之文如左

定

一 忠孝と云けり。夫婦兄弟法親親類に用ひたるは孝と云と可如憐歟不忠不孝者ありは云る飛科事

一 弟事云之波騎屋此衣飯飲食ありと候約と云る事

一 悪ん云或は偽或は理中意出利欲と云る人の害候事と云るあり候と云る事

一 盗賊云悪黨と云る者ありハ人小出ハ一急度ハ鷹犬と云る事

附地要緊制禁せし事

一 喧嘩只論と云り。自然有之候其情に接し不云而又ハ其情

云はれと云る事

一 江戸死罪一族有之制は江戸事

一 人賣買事今停云。江戸事

三限古定教とて六之飛科事

附諸城の承人又とて下は地所は載事とて今
も上科とて之を呼ぶ事

右之條より承人より遠祖に承る事とて
望也山に如女件

天和二年八月十日

奉行

定

米屋志丹宗門を累年法創禁たつて自然不言減者
中世より四鷹よりして

伴天連の所人

以承る人の所人

張の百枚

同三百枚

立所者の所人

同新

同宿安宗門の所人

同百枚

右之通より承る者宗門より承る事とて承人

い法より承る張の百枚より張の百枚より承る

事科者也山に如女件

天和二年八月十日

富田寺の
別

遠祖の所人

同百枚

同百枚

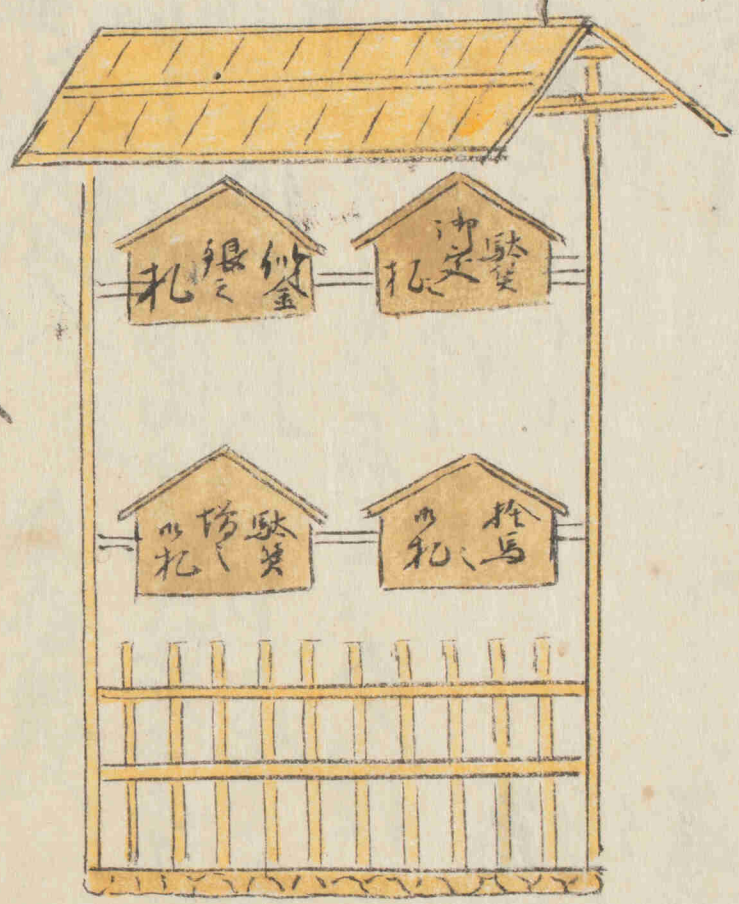
一拾馬の所人

此は遠祖の所人

勿後拾馬結し右於るへつて正所重料者也
右之通波 公義此 望方望てお守りし山清水秀

貞享六年正月月
石匠人 刊

小目所
所制札
局



所制札之文

くくくくく
二候より

一 所制札の文馬おろし時を不為中法をて底より對し御所結

一 所傳馬を結しは病物を結に指し月人定て病物を人定
又費用として限中

一 結しは病物を結しは病物を結に指し月人定て病物を人定
又費用として限中

一 結しは病物を結しは病物を結に指し月人定て病物を人定
又費用として限中

一 結しは病物を結しは病物を結に指し月人定て病物を人定
又費用として限中

一 所傳馬の 所傳馬を結しは病物を結に指し月人定て病物を人定
又費用として限中

きーお政事

附郷おとふり事

一寛永新銭全字を以て其父句御を以て其父句御

一新銭 倭いづの所を御免なくして一處に流すに若

附郷細説古説に御免なくして一處に流すに若

一新銭を造るに万書物に以て改商賣事

一決色に商賣式に所を改商賣式に所を改商賣事

一決色に商賣式に所を改商賣式に所を改商賣事

石綿之相守 表遠北族有之に其父句御を以て其父句御

天和二年八月十日

御奉新在利同好

一控馬に別札 前巻落てて札に以て其父句御を以て其父句御

附郷細説古説に御免なくして一處に流すに若

近年通津市に全用者に付及新銭を以て其父句御を以て其父句御
小国町長河新銭を以て其父句御を以て其父句御
因前為新銭に以て其父句御を以て其父句御
附郷細説古説に御免なくして一處に流すに若
石綿之相守 表遠北族有之に其父句御を以て其父句御
石綿之相守 表遠北族有之に其父句御を以て其父句御

少平

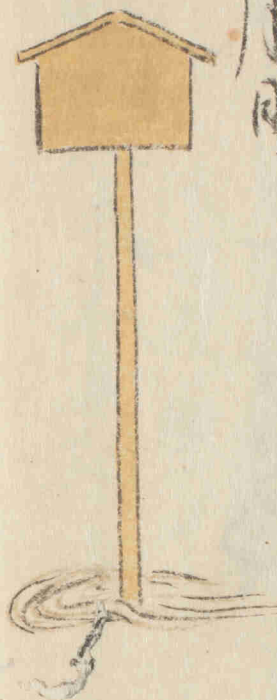
元禄三年十一月日

高田幸波
津田氏部
大條監物
本園内親

一河城と近江新之浦別れ津池内と控揚ふ不仕小桑末等
石三麻屋と別れ

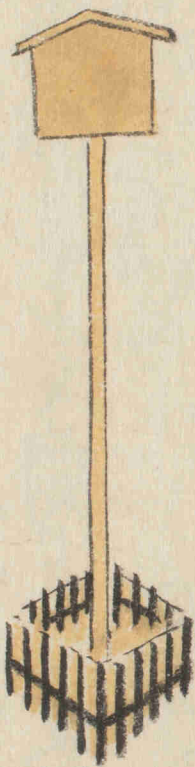


一付町と西御村内と至入る遠方より八丁尾度
二月日
考



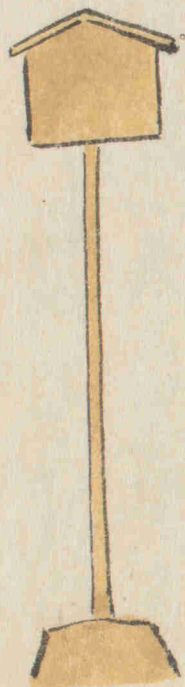
一付林内と山と入る遠方より八丁尾度
みたりと石三麻屋と別れ遠方より八丁尾度

貞享三年
二月日



一河城と近江新之浦別れ津池内と控揚ふ不仕小桑末等

これ又



河内山と新之浦と別れ
河内山と新之浦と別れ

定

一河内山と新之浦と別れ
河内山と新之浦と別れ

法苑宗光明山左勝寺
淨土宗光明山實相寺
一寺号新号

淨土宗佛法山東勝寺
淨土宗佛法山法安寺

天台宗安樂寺
淨土宗安樂寺
天台宗圓德寺
淨土宗圓德寺

真言宗遍照寺
真言宗遍照寺
遍照寺

淨土宗龍興院
常田宗龍興院
一文字家通る頃い新号
隆興院

真言宗常光寺
淨土宗淨光寺

一經者堂にケルと某所を以テ前佛殿九前七外寺院寺
由より之より新号ありて此也
一石所ニケル地控ケルと新書に思也

一神社控ハ前河内傳傳之文以テ前八幡文之ケル此社之社公前と
白山觀現 白山觀現ニ傳傳ハ 本の下に外のはあると云たものと
知こゝ一年二月廿八日ヨリヨリ演りて三月二日ヨリ此社受
てためとの社を某氏の侍勤に此社受て二月十日ヨリ本
招石やうけ社の南陽石方ヨリ或人回寺河を回りのる
け石方ヨリ水不絶是とみしといふけ水方目とある月
病と治ると云けありといふ石つと石の而は地竜大明神
誦訪人前社ハ枝大菩薩と三社の社号ありある地
一天王御園て年々ヨリ三座神ニ西稻田縣中某處島ヨリ
龍毒山城國志名郡ヨリ神ニ神社後院ありて
年額太神ニ白山の向より年々六月十日ヨリ神樂あり
十五日御神事ニ別事ハ伏酒後院に地亦此社公前也

一倭坂大明神又馬場新田神社大等しきもの此神は海地龍
或説は本所のよりあるとす其神はなりといふなりまとも
白帯は狐の類と切針神とす古來あるこの神ありとす
俗のあやうに三月三日であの日の射の業といふなり
といふといふ社の前よりあるとすといふなりふ石燈の供
門前よりすめ人に寺橋を人出すなり石燈の社に
一太神宮三座の神天照大神一座お殿神た平刀姫石
萬姫天照大神又日靈貴け尊いといふといふなり
天地にけいけいといふといふといふといふなり
又日靈貴天地と照したる日の神に社をたすなり
伊勢の度過地ありありといふなり山に地内より
ふふといふといふなりふふの角に社をたすなり

一山王拉理能也之所貴本神大御神白雲の地内倭坂の
山の方より少社をたす山の方より二座の社をたす山王目吉の
神社大御主神國常之八幡國授雨澤姫宇賀姫豊群
神にて七社と目吉社といふ中此社教を所目吉といふ
山王と目吉と二座の神といふ國常之八幡といふ
山王神社の社といふ

一熊也之所速王神社速王男事解男倭群神神社の社
是の山に社をたす倭群の山に社をたす
新文の山に社をたす
山王の山に社をたす
貴本根大御神中本神社國常龍神倭群神

一七 岩 神社山城回法在伴装冊也又軒遇突知神又承
 登神こと便後之より式凡説よ大國主命し之六月廿三日所
 亦日月神莫こるあ天台宗哲教寺



一八 神又本の下大非又の可あ池へけ取取ス城海摩所
 坂あまのふゆの造いけしすの井と云或社の柱のの紐
 ろとむすい程しきす都る非や新ありまるといひつ又の非
 とあありまるといひつ又の非や新ありまるといひつ又の非
 又ありまるといひつ又の非や新ありまるといひつ又の非
 末二少城海と云あまのふゆの造いけしすの井と云或社の柱のの紐
 孫といひつ又の非や新ありまるといひつ又の非

別二書同宗又藏寺



三麻呂坂へ

皇院龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）
 龍光院寺に何百五十石を社奉移（意持）

一白鳥 白鳥神社は武尊神社に復元し、
 神武天皇の御宇に於て是とす。と云ふ事
 山伏也。あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 金吾のやあるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事
 方と云ふ事あるは白鳥神社とて是とす。と云ふ事

いそと何のふか方ふか



以針を寸針大己貴の沖の素盞鳴るし神孫に神孫の
 神社康といふを康とて祭る神の八幡文の地月坂の神社
 松原の沖の素盞鳴るし



一山神近年病魔神と云半足也神と云後乃ち成爲馬と
 かけねと云るもやけ神病魔と云る神と云るにけし神
 旅今願ふゆけの神と云病魔神と云るにけし神
 成るに守るに教たるとに神と云るに神と云るに
 今に守るに神と云るに神と云るに神と云るに
 神と云るに神と云るに神と云るに神と云るに



家康云とありある

三

十

三

This is a blank, aged, cream-colored page, likely an endpaper or flyleaf of a book. The paper has a slightly textured appearance with some faint smudges and discoloration, characteristic of old paper. There is no text or other markings on the page.

五

This image shows a blank, aged, cream-colored page, likely an endpaper or flyleaf of a book. The paper has a slightly textured appearance with some minor discoloration and small dark spots, possibly due to age or handling. A faint red mark is visible near the top center of the page.

10

六

中八管相承西之吉祥天女山城國葛野郡西宮三之宮
 神社後院よりなる皇祖相承人王中代醍醐天皇乃
 御宇に

延暦元年正月朔日天皇よりおろしにこの石
 年月を移し死に其まといえん京師中つたる
 とある所を御奉りて大改正位天瑞大自在
 了社と号しあると小野人ありそらるとなる
 東照太の東乃言に寛文七〇七月廿二日
 御神事始御奉る石口より南光石院
 山内には社南むき也某所を東に

東照社後院之圖



一 新筑神社 市東小宮とは神社ありて昆沙門堂
西殿ふたなりありて元禄六七年の以来修葺せしむる
福しきと昆沙門の絵圖の東より西にありて昆沙
門の文より野火節神社角市東小宮の社名を
のふりて新敷とありて昆沙門の東より西にありて昆沙

新築園釋迦堂之圖

一 釋迦堂ハ元禄六七年三月に建立せしむるなり
寺總村公の母公源殿後守りて之を祀りて釋迦堂
別名は元禄六七年三月に建立せしむるなり
市東小宮の東より西にありて昆沙門の東より西にありて昆沙
門の文より野火節神社角市東小宮の社名を
のふりて新敷とありて昆沙門の東より西にありて昆沙

一 堂に人のふりて昆沙門の東より西にありて昆沙

奉建立奥列仙堂城東

釋迦堂

元禄八乙亥年
三月令辰

從四位下左近衛權少將兼陸奥守
藤原朝臣細村

奉行

山家郷部

監造

野村四郎右衛門



元禄八年三月八日

度勝寺目録 致白

一 元禄九年八月十一日之款初也堂中意盜賊好すを取同月十九日申言獲けし後以堂中より掘出申言の門前早より番人おきて堂中の孝脚寺より配出無院也

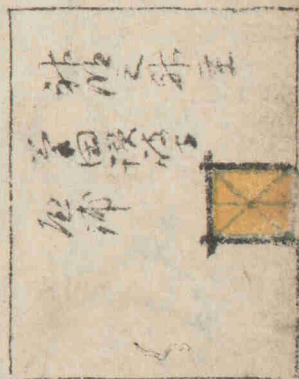
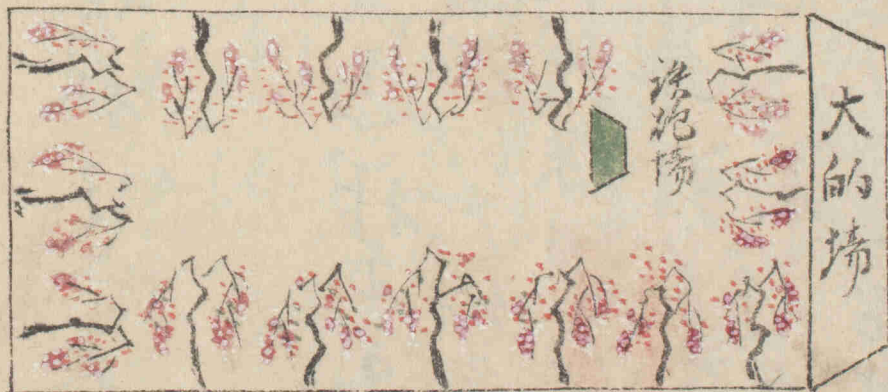
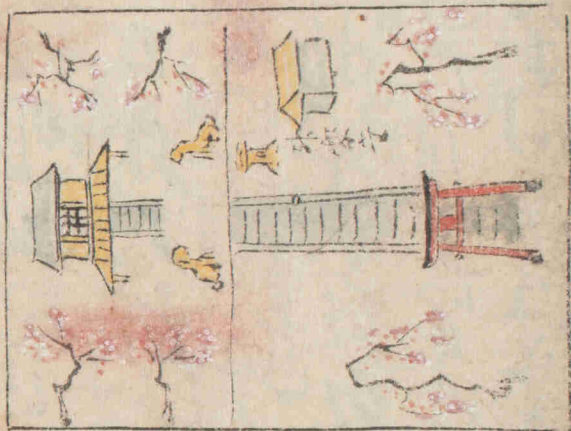
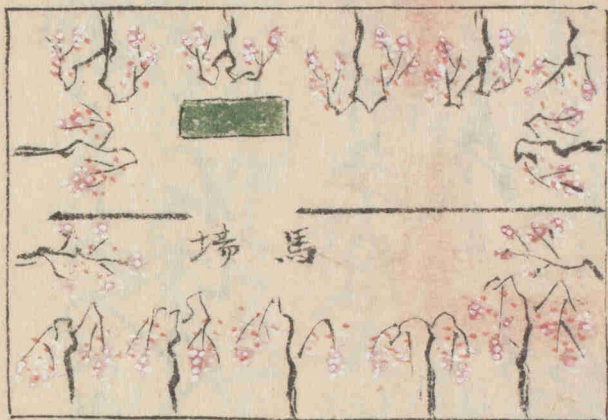
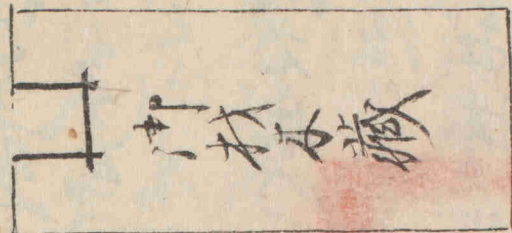
一 初に堂南より櫓の馬場を之録し自己より法極を鉄炮の場より掃き出方申言し土より掘り出れ櫓並木に掘り出れり
一 寛永八年正月廿日仙臺大火事より門前早より焼失同六月八月堤下より茅屋早より焼失よりおろ新也堂
一 門前茶屋所と地より此後より二天門より八松林とあり
一 櫓のより初より法我より庭より堂水立の法火事より後より
一 けりより我より庭よりより元年月より知り鉄炮所よりと半
一 小堂のより我より庭よりより

一 寺札に之より之原所よりとの合以極之林より二天門南より
一 合より之黒門よりより衣付文

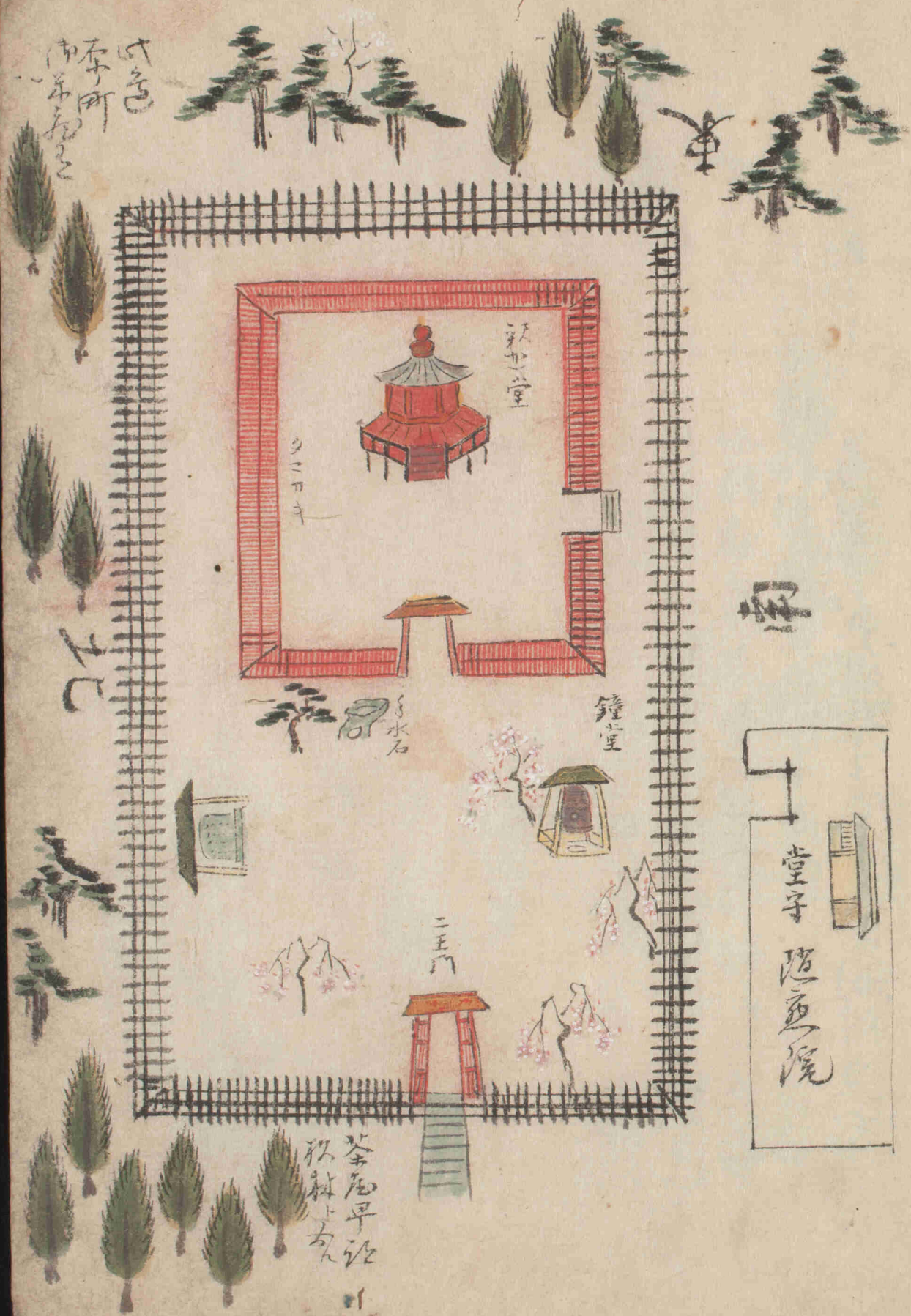
一 神明元日の社比大所より月末より下り之通に社を堂南極破り
一 不用法より之庭 云云 仙身京都に戸仙臺之より
一 府はお拂分神明と社より之庭初秋保極破りより人より
一 移りより社地より河原よりより元年月より不記

一 古極破り守後 云云 大極破り仙之より之府神光之極破り
一 社職止 仙身元日の社比大所より月末より下り之通に社を堂南極破り
一 中より 作所宝永よりより之社也より門前所より地と地
一 神宮造より地よりより六月よりより日教十日の法社より之極破り
一 神樂より社を堂南極破り守也

高城野



南



一御石具立銘曰

久成如來之尊像者
尊妣源初子淨服院殿了岳日嚴大姊首年以赤栴檀之
香木刻方寸
尊像所常護持而為不肖細村祈福圓滿也尊妣母語曰
後來復造堂於城外今貴賤觸順逆緣乃足不肖增壽長
福之基英加於此案
尊妣辭世之後常思之古時有年相攸有月遂築殿于城
東踰國安置北面以成彼所願且所
尊靈之無上成等正覺凡所詣于世之為人母者慕
仁之志各為子得除災招福令為人子者習不肖誠孝之意
谷谷為存亡母得滅罪生善也乃至一切所過此之人及牛
馬之類便觸緣結因而竟無一不成佛
元祿八龍集乙亥歲三月八日

奧列太守藤原朝臣細村謹志





